

## 平成22年度弁理士試験論文式筆記試験問題

## 〔国際私法〕

日本国に居住する日本人Pは、たまたま仕事で訪れたA国において、A国人Qが経営する宝石店でPの配偶者へのプレゼントとして極めて高価なダイヤモンドをクレジットカードで購入した（その時点でQはそのクレジットカードの信用情報の確認を怠っていた）。その後、Pは日本に戻ったが、Pには債権者Rに対する債務があり、Rの要求により、このダイヤモンドを代物弁済としてRに引き渡した。

他方、Qは、Pが店を出た後にPのクレジットカードの信用情報の確認を行ったが、それは偽造カードであることが判明し、カード発行会社からの代金受領をすることができなかった。そこで、QはPに対して改めて代金を請求したが、Pにはほとんど財産はなく、このダイヤモンドの所有権はRに移転されてしまっていることを知った。

以下の設問は、すべて日本において問題になったと仮定し、日本の国際私法に照らして検討することとする。

- (1) PとQとの間の本件ダイヤモンドの売買契約の準拠法は何か。なお、この契約には書面はなく、したがって、契約準拠法は明示的には合意されていない。
- (2) Qは、A国法上、動産売主として、本件ダイヤモンドについて先取特権を有すると主張し、そのことはRにその所有権が移転しても行使できると主張している。これに対して、Rは、仮にQが先取特権を有しているとしても、日本法によれば、本件ダイヤモンドを譲渡された第三者である自分に対しては行使できないと主張している。A国法及び日本法の内容は正しいとして、Qは先取特権に基づく権利行使をすることが認められるか否かについての準拠法はいずれの法か。
- (3) QのPに対する債権が回収できない場合、Qは本件売買契約に基づく代金請求とともに、Pの行為が詐欺に当たるとして不法行為に基づく損害賠償請求もすることを考えている。このうち、不法行為請求に適用される準拠法は何か。

【100点】